

非常用発電機室の通風に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編, CS 編及び D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 C 編及び D 編
高速船規則検査要領

改正事項

非常用発電機室の通風に関する事項

改正理由

本会規則では、非常用の発電機関を使用する際に、当該機関への十分な給気が確保できるよう、非常用発電機室の通風筒には、原則として閉鎖装置を設けてはならない旨規定している。

一方、IACS の統一規則においては、これまで当該閉鎖装置の設置を禁止する旨の規定は定められてなく、非常用発電機室の通風用の開口に、動力により開閉操作が可能なルーバを設けた船舶が就航していた。近年、当該船舶において動力系統の故障により当該ルーバを開の状態とすることができず、給気が遮断され非常用の発電機関を適切に使用することができなかった事例の報告があった。

これを契機に、IACS は、発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の仕様について検討を行った結果、非常用発電機室に当該ルーバ及び閉鎖装置を設ける場合について、非常用の発電機関を使用する際に当該ルーバ及び閉鎖装置が確実に開の状態となることを確保するための要件を定めるとともに、火災の状態においても当該ルーバ及び閉鎖装置を非常用発電機室の外部からの操作により確実に閉鎖できる措置を講じるよう規定する IACS 統一規則 M75 を 2016 年 2 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M75 に基づき非常用発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の仕様を新たに規定するとともに、当該仕様を満足したルーバ及び閉鎖装置の非常用発電機室への設置が認められるよう関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ルーバ及び通風筒の閉鎖装置を非常用発電機室に設置できる旨規定した。
- (2) 非常用発電機室のルーバ及び通風筒の閉鎖装置について、手動操作のものを採用する場合には通常の運航状態において常時開の状態となるものとし、動力操作のものを採用する場合には故障の際に開の状態になるものとするよう規定した。
- (3) 非常用発電機室のルーバ及び通風筒の閉鎖装置は、火災の状態においても外部の安全な場所から操作可能なものとするよう規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2

鋼船規則 C 編 23.6.7

鋼船規則 CS 編 21.6.7

鋼船規則 D 編 1.3.5

高速船規則 2 編 2.1.2, 7 編 3.6.3, 9 編 1.2.5

鋼船規則検査要領 C 編 C23.6.7

鋼船規則検査要領 D 編 D1.3.5

高速船検査要領 9 編 1.2.5